飯田短期大学 公的研究費管理体制に係る規程

(目的)

第1条 飯田短期大学の公的研究費の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に係る責任 と権限の体系を明確化することを目的とする。

(最高管理責任者)

- 第2条 機関全体を統括し、競争的資金の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任 者をおく。
 - 2 最高管理責任者は学長がそれに当たるものとする
 - 3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第3条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者をおく。
 - 2 統括管理責任者は管理部長がそれにあたるものとする。
 - 3 統括管理責任者は競争的資金の基盤となる環境の整備に努めるものとする。

(相談受付窓口)

- 第4条 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的 な研究遂行を適切に支援するものとする。
 - 2 相談受付窓口には学務部・管理部があたるものとする。
 - 3 学務部は教学的な視野に立ち、研究業績、研究内容の確認や手続き等について相談 にのるものとする。
 - 4 管理部は資金の適正な運用や経理処理について、又事務処理等について相談にの るものとする。
 - 5 学務部・管理部は競争的資金が適正に運営・管理ができるよう互いに連携をとり、 協力する。

(競争的資金に係る内部監査部門)

- 第5条 飯田短期大学の競争的資金が適正に管理・運営されているかを監査する部門として内部監査部門を置く。
 - 2 内部監査部門には会計の事務を担当する職員があたるものとする。
 - 3 内部監査部門は監査の結果を関係部署に報告するものとする。

(防止計画推進部署)

- 第6条 競争的資金の運営・管理の不正防止を目的とする防止計画推進部署を置く。
 - 2 防止計画推進部署は不正防止計画の策定と啓蒙に努める。

附 則

この規程は平成19年11月15日から施行する。

- (1) 平成24年4月1日一部改定
- (2) 令和 5年4月1日一部改定

旅費·謝金確認体制

旅費および謝金の支出に関し、各教職員の所属部局長等(旅行承認者)は、出張、研修の必要性を充分確認するとともに、以下の点に留意してその事実確認に万全を期すものとする。

- ・旅行承認者は、出張について研究遂行上の必要性を判断し、旅行許可、依頼又は承認すること。旅行終了後、詳細且つ具体的な出張報告書の提出を求めるとともに、必要に応じ出張の事実を証する書類等により、出張の事実を確認するものとする。
- ・予算責任者は、謝金について研究遂行上の必要性を判断し、謝金の支給を決定すること。業務完了後においては、勤務時間、業務内容が詳細に記載された勤務者等本人に聞き取り調査を行う等、業務についてその事実を確認するものとする。

※旅行承認者:所属学科長、公的研究費相談受付窓口。

※予算責任者:公的研究費相談受付窓口。

旅費確認体制フロー

教職員等(旅行者)

所属学科長(旅行の必要性及び行程の合理性を確認)

相談窓口(行程費用の妥当性、領収書、請求書の整備確認)

旅行承認者は教職員の旅行終了後、出張報告書及び必要に応じ出張の事実を証明する書類(航空費の半券、その他関連書類)を確認

→ 総務部 (旅費支出)

※上記は精算払いの場合。

※仮払いの場合は旅行前に旅費を支給するが、旅行の事実確認の方法等は同じ。

謝金(学生アルバイト等)確認体制フロー

教職員等(謝金実施伺い又は研究協力等実施伺いを提出)

所属学科長 (謝金を支払う業務の必要性等を確認)

公的研究費相談受付窓口(承認、業務実態確認、学生アルバイト等は勤務の内容を毎日確認し勤務表に記載、研究者も押印)

→ 所属学科長 (承認)

支出依頼書を総務部に提出(謝金支出)

購入物品の納入確認体制

教員発注物品の本学への納品に対する事実確認を徹底するため、物品検収窓口が、 必ず確認することとする。

- ・教員発注物品は発注者に納品する時に、物品検収窓口が、必ず納品確認を実施することとする。
- ・立替払いにて物品を購入した場合の事実確認を徹底する。

物品確認体制フロー

- 1. 発注先業者が納品する場合(原則)
 - ①納入業者は物品検収窓口に納品書を提出。納入事実の確認を受ける。
- ②物品検収窓口では、納品書と納入品の突合せを行い、事実確認後、納品書原本に確認印を押印し写しをとる。納品書原本を物品検収窓口にて受領。また請求書等を持参している場合受領。
 - ③納入業者は、確認を受けた納入品と納品書の写しを発注者に届ける。
- 2. 宅配便業者が納品する場合
 - ①宅急便業者は、物品検収窓口に物品及び納品書等を納品。
 - ②研究者に納品時、納品書と突合せ、事実確認後、納品書原本に確認印を押印し写しをとる。納品書原本を物品検収窓口にて受領。また請求書等を持参している場合受領。
 - ③納入品と納品書を物品検収窓口で一旦預かる。
 - ④納入品と納品書の写しを発注者に連絡し渡す。
- 3. 立替払いの物品購入の場合
 - ①立替払い実施者は、購入物品と領収書等支払証拠書類を物品検収窓口に持参。
 - ②物品検収窓口は、購入物品と領収書等証拠書を突合せ、事実確認後、証拠書に確認印を押印し、立替者に返却。
 - ③立替払い実施者は確認押印済みの領収書等証拠書類を整え、提出する。

飯田短期大学 公的研究費の管理・運営に関する組織体系図

平成19年10月施行 令和5年4月改正

